

2016石油連盟油濁シンポジウム

日本・東京

2016年1月28日

ビデオ発表：Dr Stefan Micallef

国際海事機関（IMO）・海洋環境部ダイレクター

「OPRC 条約の発効から 20 年を迎えて」

本日、映像を通してとはなりますが、こうして皆様に発表することになり、大変光栄に思います。また、石油連盟の吉村常務理事には、まず IMO（国際海事機関）に対し今回のシンポジウムへの参加のお声がけをいただいただけでなく、このような形での発表を可能にさせていただきましたことに感謝の念を表したいと思います。皆様と直接お会いすることはできませんが、OPRC 条約の発効 20 周年を機会に発表することで、このような重要な催しに微力ながら貢献できますことは私にとって大変意義深いものです。と申し上げますのも、聴衆の皆様の中には、この重要な条約の熱心な支持者の方や条約を通じて実務をされている方がいらっしゃるからです。皆様ならびに皆様が所属される政府機関や組織は、過去 20 年にわたり本条約の成功に多大なる貢献をされてきました。皆様の絶え間ないご協力に対し感謝の気持ちをお示しするとともに、世界中の海洋汚染事故に対して予防・対応・協力を向上させていくという我々の目標を、一緒になっていかに達成してきたかをお話しする機会をいただき、感謝の念に堪えません。

IMO を通じて採択された条約や規制のうち、その多くのきっかけとなったのは、約 50 年前のトリー・キャニオン号事故で、多数の条約が採択されました。たとえば、対象が広範に及ぶ船舶汚染予防国際条約（一般にはマルポール条約として知られています）、介入権条約、国際的な民事責任と損害賠償保障に関する体制などがあります。しかしながら、1989年にアラスカで発生したエクソン・バルデス号事故までは、大規模汚染事故の予防・対策における役割、責任、協力体制に焦点を当て

て十分に検討されたものではありませんでした。この時点で各海洋国家は、油汚染事故が海洋環境に及ぼす深刻な脅威や、結果として発生しうる損害最小化のための迅速かつ効果的な行動の重要性に、再び気づくことになりました。そして IMO 加盟諸国は再び協議し、1990年11月30日の外交会議において OPRC 条約を採択し、その5年後に発効しました。

OPRC 条約は、効果的な準備の重要性および石油・海運業界のこの点における中心的役割を強調し、相互扶助と国際協力の重要性を認識するように作成されました。情報交換、油汚染緊急時計画の作成、海洋環境または近隣諸国の海岸線に影響を及ぼす可能性のある事故についての報告の共有、研究開発などの事項を含めることにより、この新たな仕組みを実用的なものとするための基礎が作られました。適切な対応を可能たらしめるための準備・協力に関する要件を規定するという、本条約の正に実用的な性格が多くの関係者に評価されており、多数の国による批准が示すとおりです。

本条約採択以来 25 年間、IMO 事務局および多数の協力組織は、100 以上のワークショップ、研修コース、セミナーを開催してきました。また、申し上げるまでもありませんが、これ以外に、今や本条約の批准国である 108 の加盟国やその他の組織において、数千のワークショップ等が独自に実施されています。IMO は、25 点を超える油濁対策と予防のあらゆる側面を対象とする指導書ならびにマニュアルを承認・発行しましたし、油濁対策・対応の分野における協力・調整を容易にするための 15 件の現地協定や取組みが、支持または作成されました。また、3 種類の研修のモデル・コースが整備されました。その一つは油濁事故対応に焦点をあてたもの、もう一つはこのトピックを他の人々に教育することができる人材を養成するもの、そして有害危険物質が含まれる事故への対応に関する研修です。この点におきましても、加盟国が独自に内容を進展させ、本条約を最大限に履行していることは申し上げるまでもありません。

本条約を効果的かつ責任を持って履行するという点に関しては、日本の事例ほど適切なものではありません。業界と政府の双方が、大規模な海上貿易によってもたらされるリスクを認識し、海洋における非常時対策・対応に関連する国内の緊急時計画策定や NOWPAP（北西大洋州行動計画）への参加を通じて、国家レベルおよび地域レベルでの責任を遂行してきました。また、自国ならびに広範囲の地域において必要時に専門技能と人的資源を供給してきた海上保安庁の機動防除隊についても言及しなくてはなりませんし、25年以上にわたり石油連盟が実施してきた「大規模石油災害対応体制整備事業」も劣らず重要なものと申し上げたいと思います。石油連盟による油濁対策用資機材の備蓄や貸出の調整、研究開発活動、定期的なワークショップやシンポジウムを通じた情報や専門知識の共有は、OPRC 条約が成功裡に履行されていることを象徴するものとして称賛されてきました。本稿は決して、OPRC 条約の履行に関連して国内で実行された取組の包括的概要ではありませんが、それでも油濁事故に対する予防・対応・協力体制を向上させるという課題の責任と重要性を如実に表すものには相違ありません。

石油業界における各種組織、とりわけ IPIECA と ARPEL による貢献もここで強調したいと思います。これらの組織の加盟会員は、油濁対策・対応のあらゆる側面における研究開発の支援、成功事例の発展、そして近年の油濁対策業界共同プロジェクトについて述べられた先ほどの基調講演でもお聞きになったと思いますが、これらの組織が公然と共有する有用なツールおよび指導に貴重な時間と労力を費やしています。また、最も注目すべき点として発展途上国における油流出への準備・対応の向上を狙いとした我々の GI プログラムを通じて、能力養成につき重要な役割も果たしています。プログラムは ITOPF からも強力な支援を受けています。ITOPF は、能力養成計画やワークショップの多くで IMO を継続的に支援していますし、この分野における広範な専門知識や経験を公然かつ寛大に共有しています。AMOSC を初めとする国際的な対応ネットワークおよび対応組織、そして特に OSRL もまた、参加する業界団体を通じて、または個別に、指針・作業ツール・研修の整備に多大な貢献をしています。油濁対策資機材メーカー、環境コンサルタント会社および個人もまた、

我々が力を合わせて行ってきた活動において重大な役割を果たしてきましたし、今後も果たし続けるでしょう。

OPRC 条約の世界的履行の支援において、こうした強固で結びつきの強い集団の一員となれたことは IMO にとって非常に幸運でしたが、こうした素晴らしい業績を達成したにもかかわらず、まだやるべきことは数多くあり、多くの課題に直面しています。世界中には、油流出緊急時計画がない国々、海岸を脅かす、あるいは汚染する事故に効果的に対応するための資機材や専門知識あるいは資源を保有しない国々があります。同時に、ほとんどの官庁や石油・海運業界の多くにおいて、資源と予算は逼迫しており、より少ない資源・予算でより多くの要求事項に対応しなければなりません。幸いにして、70 年代および 80 年代に頻発した、非常に目立つ大規模事故の件数は大幅に減少しましたが、一方で、油濁対策・対応が両業界および政府にとっての優先課題となり、有事あるいは管轄範囲外での対応や優先事項が必要になった事態に備えて準備・能力を維持するという課題が生まれました。これに対する回答としては、協力・協働体制をより重視し、専門知識および経験を共有して資源を維持・保管するというところかもしれません。「大規模油流出への準備体制の整備・充実」というこのシンポジウムのメインテーマが今ほど時宜にかなっているときはないでしょう。答えが何であれ、皆様の検討の結果が何であれ、最もエネルギー効率に優れ環境にも優しい輸送手段であるという羨望に値する記録を維持し、OPRC 条約を初めとする IMO に関係する条約の世界的な実施を通じてこのような評価をより一層向上させるよう継続的に努力することが、政府、業界、ユーザー、海上輸送の受益者など、我々全員に課された義務であり、これらを実施することで事態が悪化した時でも効果的な対応が可能となります。

この機会に、危険物質及び有害物質による汚染事件に対する準備、対応及び協力に関する議定書の重要性についてもご指摘しておきたいと思えます。この議定書は OPRC 条約とまったく同様に、石油以外の危険物質の流出に関連した役割、責任、協力の必要性について記載しています。対象となる物質の広範かつ多様な性質を考慮

すると、多くの官庁にとってこの議定書はきわめて悲観的な見通しにも見えますし、その履行を支援するためには必要な実施事項が多数あります。ここでもまた、ご紹介した業界、組織にとって、石油化学物質やガスなど、石油以外のあらゆる種類の物質の生産、取り扱い、輸送における健康・安全面での組織内の専門知識を活用して果たすことのできる重要な役割があります。議定書の運命に対する調査および種々の環境条件の下での行動、ならびに効果的な監視手段に加え、より広範にわたる化学業界との関係は言うまでもありません。OPRC 条約の下での協力体制の成功体験を元に、この重要な議定書における今後の作業を支援できればと思っています。

さて、皆様に直接お会いできないのは誠に残念でしたが、このあたりで私の発表を終わりにしたいと思います。改めて、石油連盟および吉村常務理事に対し、このような貴重な情報交換の機会を与えていただいたことに感謝申し上げますとともに、シンポジウムの残りのプログラムが実り多いものであること、また、皆様が東京でのご滞在を楽しまれることを心から祈念して結びとさせていただきます。